

## 臨床研究の倫理指針

私達は、以下の倫理規範に則り、ヘルシンキ宣言<sup>1)</sup>を尊重し、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針<sup>2)</sup>を遵守して臨床研究を行います。

- 1 適正な研究計画
- 2 適格な研究者
- 3 利益と不利益の良好なバランス
- 4 インフォームドコンセント
- 5 被験者の公平な選択
- 6 研究に起因する損害の補償
- 7 プライバシーと個人情報の守秘
- 8 臨床研究の透明性の確保

<sup>1)</sup> ヘルシンキ宣言

<https://www.med.or.jp/doctor/international/wma/helsinki.html>

<sup>2)</sup> 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>